

Vol
73
2021

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事》

- 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施！
- 7月は再犯防止啓発月間～立ち直りを支える地域の力～
- 第71回“社会を明るくする運動”～生きづらさを包み込むコミュニティづくり～
- 沼田町から法務省へ！ トマトジュースがつなぐ立ち直りへの思い
- 記者が行く！～八街少年院のGMaC(ジーマック)プログラムについて～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



《特集記事》

- 01 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施！
- 03 7月は再犯防止啓発月間～立ち直りを支える地域の力～
- 06 第71回“社会を明るくする運動”
～生きづらさを包み込むコミュニティづくり～
- 08 沼田町から法務省へ！トマトジュースがつなぐ立ち直りへの思い
- 12 ハイトスピーチ解消法施行5年
- 14 世界保護司会議の開催及びその成果を踏まえた
今後の取組について
- 18 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する
地域セミナーを初のオンラインで開催！
- 21 2020年4月から民法（債権法）が改正されました！～最終話～

《常設記事》

- 25 お答えします～訟務について～
- 26 記者が行く！
～八街少年院のGMaC(ジーマック)プログラムについて～

《連載記事》

- 29 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.53
～法テラスでは、DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方に、法律相談を行っています！～
- 30 法制度整備支援の現場から
- 32 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.9 ～再犯防止推進第二係～

《information インフォメーション》

- 34 「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を開催します！

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間を実施！

子どもの人権110番について

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル・0120-007-110（全国共通）))を開設しています。

「子どもの人権110番」に電話をかけると、最寄りの法務局・地方法務局につながり、子どもの人権問題に詳しい人権擁護委員や法務局職員が相談に応じます。

相談は無料で、相談内容についての秘密は守ります。

強化週間について

毎年、当該相談活動の強化を目的として、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」を実施しています。令和3年の強化週間は、8月27日(金)から9月2日(木)までです。期間中については、通常時よりも受付時間を延長し、平日には、午前8時30分から午後7時まで相談を受け付けるとともに、土曜・日曜には、午前10時から午後5時まで相談を受け付けます。

実際の相談事例

小学校高学年の頃から継続して、養父から性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、高校生から「子どもの人権110番」に相談がありました。

高校生は、当初、養父からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重でしたが、法務局は、高校生と何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、高校生は児童相談所に一時保護され、養父は逮捕されるに至りました。

その他の相談方法について

全国の小学校・中学校を通じて、「子どもの人権SOSミニレター(料金受取人払の便箋兼封筒)」を配布しています(地域によって、配布時期が異なります。)

ミニレターの便箋部分に相談したいことを書いて、封筒部分に入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返事をします。

お気軽にご相談ください！

いじめ、体罰や虐待、あるいはインターネットで悪口を書き込まれた等、一人で悩んでいませんか。あるいは、皆さんのまわりにそのような被害に苦しんでいる子どもはいませんか。そのような時は、お気軽に「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」でご相談ください。また、インターネットによる人権相談「子どもの人権SOS-eメール」も受け付けています。

【お役立ちリンク】

電話で
相談

「子どもの人権110番」

フリーダイヤル 0120-007-110

(携帯電話・PHSからもご利用できます。)

メールで
相談

「子どもの人権SOS-eメール」

QRコードからアクセスしてください。



7月は再犯防止啓発月間 ～立ち直りを支える地域の力～

再犯防止啓発月間って何？

毎年7月は、再犯の防止等の推進に関する法律により、国民の皆さまの間で広く再犯の防止等についてのご関心とご理解を深めていただくための「再犯防止啓発月間」と定められています。法務省では、法務省ウェブサイトの特集ページを開設するなど、日頃から国民の皆さまに再犯防止というテーマを身近に感じていただけるよう取り組んでいます。特に、再犯防止啓発月間には、重点的に再犯の防止等に関する様々な広報・啓発活動を展開することとしています。

再犯防止って何？

犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことなく立ち直り、社会の一員として暮らしていけるようにすることを「再犯防止」と呼んでいます。

法務省は、再犯を防止することを通じ、「誰もが犯罪による被害を受けることなく、加害者になることもなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現を目指しています。

また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援することは、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられている「誰一人取り残さない」社会の実現という理念にも合致する取組です。



法務省SDGsロゴ

具体的な取組は？

犯罪や非行をした人が刑期等を終えた後に社会に戻るに当たっては、様々な困難な状況に直面する場合があります。

そのため、例えば、仕事や住まいを確保できず、社会復帰が困難となっている人には、就労支援を行ったり、更生保護施設などで一時的に受け入れたりしています。また、必要な福祉の支援が受けられない人には、適切な介護などの保健医療・福祉のサービスが受けられるよう調整を行うなどしています。

再犯防止について知ろう

犯罪や非行をした人が立ち直るためには、周りの人たちの支えがとても重要です。

立ち直ろうとする人を、受け入れ、支える方法は様々ですが、この機会に皆さまも何ができるかを一緒に考え、できることから始めてみませんか。

法務省では、より多くの皆さまに再犯防止について知っていただくため、様々な取組を実施しております。

新しい再犯防止啓発ポスターが完成しました！

これまで法務省では、安倍晋三前総理大臣が直筆された標語「再犯防止」を中心にデザインしたポスターを掲示してきましたが、本年度は、ポスターのデザインを一新し

ました。

「刑務所のその後を知っていますか。」をキャッチコピーとして、ポスターをご覧になった方に、孤独・孤立の中で生きる刑務所出所者等について、ご関心を持っていただけるようなデザインとしています。



新：再犯防止啓発ポスター



旧：再犯防止啓発ポスター

【YouTube ライブ】 再犯防止ってなに？～誰ひとり 取り残さないまち、そこでは～

再犯防止啓発月間以外でも広報啓発活動を行っており、令和3年1月には、再犯防止に関するオンライン広報イベント「再犯防止ってなに？～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～」をYouTube法務省チャンネルで生配信し、多くの方にご視聴いただきました。

生配信後は、イベントのアーカイブ配信とともに、トラウデン直美さんと荒井正吾奈良県知事の対談ノーカット版を配信しております。多くの皆さまにご関心を持っていただき、順調に再生回数が伸びており、イベントのアーカイブ配信については総再生回数が1万回を突破しました！

YouTube法務省
チャンネルはこちら



※QRコードからアクセスしてください。



生配信終了後の出演者の皆さま

このほか、法務省赤れんが棟の法務史料展示室前では、再犯防止に関する常設展示も行っていますので、近くまでお越しいただいた際には、ぜひお立ち寄りください。

再犯防止を広めよう

法務省ウェブサイトでは、再犯防止に関するバナーや再犯防止啓発月間のポスターなどをダウンロードすることができます。再犯防止を広めるため、ご活用いただけると幸いです。



再犯防止啓発バナー

「再犯防止対策・広報資料」ページはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

もっと詳しく知りたい方のために

法務省ウェブサイトには、再犯防止に関する特設ページを設けています。詳細は、「再犯防止対策」フロントページをご覧ください。

「再犯防止対策」
フロントページはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

また、再犯防止に関する取組をまとめた再犯防止推進白書を毎年刊行しています。最新の令和2年版再犯防止推進白書については、スマートフォンやタブレットからも読みやすいページを設けていますので、「令和2年版再犯防止推進白書」ページをご覧ください。

「令和2年版再犯防止
推進白書」ページはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

再犯防止にご理解とご協力をお願いします！

第71回 “社会を明るくする運動”

～生きづらさを包み込むコミュニティづくり～

令和3年，“社会を明るくする運動”（以下，“社明”^{しゃめい}）といひます。）は、第71回を迎えます。

今回のテーマは、“#生きづらさを、生きていく。”です。

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社明”は、犯罪や非行の背景にある生きづらさへの理解と、生きづらさを包み込むコミュニティづくりに取り組んでまいります。



第71回“社会を明るくする運動”広報用ポスター

“生きづらさ”とコミュニティ、そして持続可能性

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会を目指すという目標は、この令和の時代において、いまだ取り残されている人たちは誰なのか、という問題意識を照らし出します。犯罪や非行が起きた背景を考えると、経済的・社会的貧困、虐待やいじめの問題、孤独や孤立の問題、様々なものへの依存の問題等、犯罪や非行をした人たちが、それぞれ何らかの“生きづらさ”を抱えていることがわかります。

しかし、“社明”は、“生きづらさ”を一つの背景として犯罪や非行に至った人が、自らの罪としっかり向き合っ立ち直ろうとするとき、例えその“生きづらさ”が消えることなくとも、人々の絆とコミュニティの力により、「生きづらさを、生きていく」ことができると思います。その先に、安全・安心な社会があり、そして、そのような社会こそが、サステ

ナブル、持続可能なものではないかと思うのです。

ウェルカムデジタル

毎年7月を強調月間とする“社明”は、今年も各地で広報活動を展開してまいります。コロナの時代にも実施できる広報の在り方に積極的にチャレンジしていきたいと考えています。例えば、強調月間がスタートする7月1日に、お持ちのSNSで、「#社明71」「#生きづらさを、生きていく」と発信していただくことは、“社明”の考え方への共感と応援の声になります。ぜひ、地域の“社明”行事へのご参加、そして、デジタルも活用した“社明”の考え方の発信にご協力ください。

吉本興業との連携 ～笑いのチカラで社会を明るく～

“社明”は、第66回から、吉本興業ホールディングス株式会社にご協力いただき、盛り上げていただいています。第70回運動では、「よしもと社明アンバサダー」に任命された吉本興業所属のお笑い芸人さんたちに、令和2年7月1日に開催した強調月間のキックオフイベントをはじめとする様々なイベントに登場していただいたり、更生保護ボランティア役として保護観察対象者の立ち

直りを支援するショートムービーに出演いただくなど、“社明”の周知にご尽力いただきました。これらの功績から、同社には、令和3年1月26日、法務大臣感謝状が授与されました。

第71回運動においても、吉本興業ホールディングス株式会社にご協力いただき、令和3年7月1日のキックオフイベントをはじめとして、どなたにも楽しんでもらえるような企画を準備しておりますので、どうぞご期待ください。

このコロナの時代に、文字どおり社会を照らし出す明るいメッセージを発信・拡散していくことができますよう、本年も“社明”へのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



第71回“社会を明るくする運動”広報用リーフレット

沼田町から法務省へ！ トマトジュースがつなぐ立ち直りへの思い

「トマトジュースで、立ち直りを応援。」

法務省の4階と15階には、寄付型自動販売機が設置されています。この度、その自動販売機に、北海道沼田町特産の「北のほたる 完熟トマトジュース」が届きました。これは、平成29年11月に、上川陽子法務大臣が沼田町に、少年院を仮退院した少年を受け入れている、沼田町就業支援センターの視察に訪れた際、犯罪や非行からの立ち直り支援に寄せてくださる沼田町の町民の皆さまの思いに直接触れ、大きな感銘を受けたことをきっかけに、その思いのこもったトマトジュースを、ぜひ省内の自動販売機に導入してほしいと発案されたことがきっかけでした。

寄付型自動販売機は、飲み物の売上げの一部が寄付される仕組みの自動販売機です。法務省は、更生保護法人日本更生保護協会が運営する「立ち直り応援基金」の広報を担っており、自動販売機の売上げからの寄付金は、この基金を通じて、犯罪や非行からの立ち直りに尽力されている全国の民間協力者の草の根の活動に助成されます。

トマトジュースが届いた今年3月22日には、自動販売機の前にて、ささやかな記念撮影のセレモニーが行われました。上川大臣が、その場で、沼田町の皆さまへのビデオメッセージを収録。その後、関係者一同で、記念撮影を行いました。

沼田町の明るい太陽の光を一杯に浴びたトマトジュースは、我々法務省の職員に大人気です。このトマトジュースを通じて、沼田町の皆さまの立ち直り支援に寄せてくださる思いとつながることができたら、とても嬉しく思います。

最後になりましたが、この場をお借りしまして、今回の取組に多大なるご協力を賜りました、沼田町の職員の皆さま、沼田町農産加工場の皆さま、株式会社ジャパンビバレッジの皆さま、特定非営利活動法人寄付型自動販売機普及協会の皆さまに厚くお礼申し上げます。

沼田町から法務省へ！

トマトジュースで立ち直りを応援。



立ち直れる。その思いをつなぐ。

立ち直り応援基金



沼田町にある「沼田町就業支援センター」

沼田町就業支援センターは、少年院仮退院者等を対象として、農業等の職業訓練を実施し、就農による自立を支援するとともに、保護観察官による生活指導や社会技能訓練等を実施する施設です。



沼田町と立ち直り支援

沼田町の皆様からは、就業支援センターの開所当初から一貫して、センターの運営に多大な御理解と御協力をいただいています。

センターで実施されている農業実習への御協力をはじめ、町の行事において少年との交流を図っていただくなど、町をあげて、非行からの立ち直りを応援してくださっています。



法務省 @霞が関



法務省に設置された「立ち直り応援基金 寄付型自販機」では、株式会社ジャパンビバレッジの御協力により、沼田町特産のトマトジュースが販売されています。



トマトジュースは全部で3種類

「上川法務大臣から北海道沼田町の皆さまへ」



北海道沼田町の皆さま、こんにちは。

法務大臣の上川陽子です。

法務省では、犯罪や非行からの立ち直りを支援する「立ち直り応援基金」の広報に取り組んでおります。そして、法務省の省内に、「立ち直り応援基金寄付型自動販売機」を設置しております。飲み物の売上げの一部が、立ち直り応援基金に寄付される仕組みです。

さて、私は、以前、沼田町を訪問させていただきました。少年院を出院した少年等が自立を目指す「沼田町就業支援センター」を視察しました。

私は、町長をはじめ町民の皆さまが、応援し、協力してくださっている思いや、少年たちに寄せて下さる温かいまなざし、更には農業訓練に従事することを通じて非行から立ち直ってほしいという多くの願いに、直に触れることができました。大変胸が熱くなったことを、今でも鮮明に記憶しております。

その時にいただいたこのトマトジュースは、まさに、町民の皆さまの、立ち直りに寄せて下さる思いが集約されたものであると感じました。自販機を導入する際、ぜひ、トマトジュースを入れてほしい、そうすることで、立ち直りに寄せる願いをともにする、沼田町と法務省とが直接つながることができるのではないかと、そのように考えました。

沼田町の明るい太陽の光を一杯に浴びた、おひさまの味のトマトジュースは、沼田町の暖かいコミュニティと、誰もが願う安全・安心な社会づくりに向けた取組とのコラボレーションの象徴です。

私もさきほど大変おいしくいただきました。

改めて、沼田町の皆さまが立ち直り支援に寄せて下さる暖かい思いに、心から感謝申し上げます。

そして、ぜひ、これからも、沼田町と法務省とが一緒になって、新しく、ワクワクするようなコラボレーションをすることができますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。





【後列左から】東京都保護司会連合会松本副会長/東京保護観察所古川所長/
上川法務大臣/東京都保護司会連合会森久保会長/法務省今福保護局長
【前列左から】NPO法人寄付型自動販売機普及協会小林理事長/株式会社ジャ
パンビバレッジ首都圏支社佐藤特任部長/株式会社ジャパンビバレッジ東京照井営
業統括部長代理



今福保護局長と保護局職員

「立ち直り応援基金」のホームページもぜひご覧ください！
右記のQRコードからアクセスしてください。



ヘイトスピーチ解消法施行5年

ヘイトスピーチを知っていますか？

特定の国の出身者であることや、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えたりするなどの一方的な内容の言動のことを、一般的に「ヘイトスピーチ」と呼んでいます。

ヘイトスピーチは、それを見聞きした方々に悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、また、人々に差別意識を生じさせることになりかねず、決してあってはならないものです。



ヘイトスピーチ解消法の誕生

このような言動をなくすため、平成28年(2016年)に、いわゆるヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されました。

この法律では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されない」との宣言がされており、また、国や地方公共団体は、教育活動や啓発活動を通じてヘイトスピーチ解消の必要性について周知しなければならないことが定められています。

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチがあってはならないということを皆さまにご理解いただくために、例えば、「ヘイトスピーチ、許さない。」というポスターの掲示など、様々な活動に取り組んできました。



法務省の取組

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチ解消法の施行5年を機に、ポスター・リーフレットやホームページのリニューアル、SNSによる情報発信など、積極的なPR活動を展開しています。街中やインターネットで「ヘイトスピーチ、許さない。」というキャッチフレーズを見かけてご存じの方もいらっしゃると思いますが、ご存じない方も、この機会にぜひ気にかけてみてください。

また、ホームページでは、人権擁護局の職員が、皆さまにヘイトスピーチについてより知っていただくため、定期的にコラムを掲載していますので、ぜひ一度読んでみてください。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

平成28年(2016年)に、ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が絶えません。こうした言動は、人々に不安感や疎外感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指して、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆様が一人一人「ヘイトスピーチ、許さない」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されぬことを宣言する」とされています。

また、同法が整備された国会の附帯決議においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されることと理解は誤り」とされています。

法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動
ヘイトスピーチがあつてはならないということを、皆様にご理解いただくため、SNSやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付
ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

- 窓口** 法務省では、民営や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害者など、人権に関する問題について相談に応じており、日本語を自由に話せない方のために、通訳を介しての相談にも対応しています。
- 電 信** 「みんなの人権110番」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を開発し、電話での相談に対応しています。
- PC** 「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも、相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信いただくと、後日メール等により返信します。

※ 対応言語：それぞれ日本語のほか、10言語(中国語(普通話・広東語)、英語、韓国語、インドネシア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語)

相談窓口

日本語対応	外国語対応
みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110	外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-0909-11 Foreign Helpline (English Helpline)
インターネット人権相談受付窓口 https://www.japan.go.jp	外国語インターネット人権相談 Foreign Helpline (Online Helpline) http://www.moj.go.jp/kenji/kenji01.html

人権イメージキャラクター



人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

ヘイトスピーチ解消についてのホームページはこちら

QRコードからアクセスしてくださいね。



法務省の人権擁護機関では、皆さまお一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことが、ヘイトスピーチをなくすためにとても大切なことだと考えています。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

世界保護司会議の開催及びその成果を踏まえた 今後の取組について

世界保護司会議とは

令和3年3月7日(日), 第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)のサイドイベントとして, 世界保護司会議が開催されました。

本会議は, 保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画すること

の有用性や, これらの制度を世界に広めていくための方策などについて議論するための会議です。

本会議は, 来場参加とオンライン参加を組み合わせで行われ, 世界各国の刑事司法実務家や研究者, 国連関係者, 保護司等が参加し, 本会議の様子はインターネットを通して世界各地に配信されました。



会議概要

開会

上川陽子法務大臣から, 保護司を始めとする地域ボランティアの活動は, SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現するものであり, 本会議の成果が地域ボランティアの輪を世界に広げていくための礎となることを期待しているとの歓迎挨拶がありました。それに引き続き国連薬物犯罪事務所(UNODC)ガーダ・ワ

ーリー事務局長から, 本会議が犯罪者の社会への再統合における地域ボランティアの国際ネットワークの構築につながることに期待が述べられました。続いて, 谷垣禎一全国保護司連盟理事長からは, 誰もが再チャレンジできる社会を築くために常日頃から地道な活動を続けておられる保護司の方々は, 人間社会にとって「エッセンシャル」な存在であるとのビデオメッセージが流されました。



上川陽子法務大臣



ナティヤ・チッサワン氏



谷垣禎一全保連理事長

✎ ゲストスピーチ

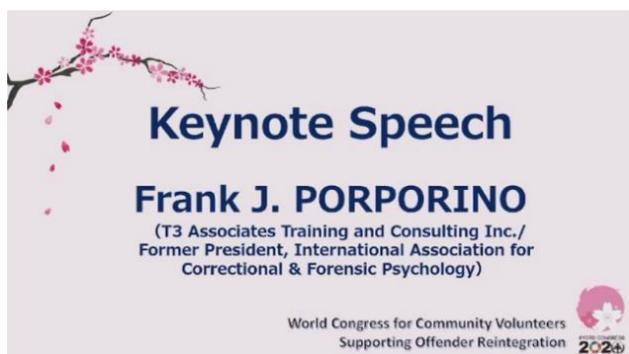
タイ法務研究所ナティヤ・チッサワン次長から、日本の保護司制度が再犯防止に効果があるという評価とともに、保護司制度を支えるインフラを整備する必要があるとの指摘がありました。

✎ 基調講演

国際矯正司法心理学協会前会長フランク・ポポリーノ博士(カナダ)から、犯罪者処遇においては、信頼関係を築くこととそれによって相手の変化に影響を及ぼすことが重要であり、これを実践している日本の保護司制度は革新的であるという発表がありました。



フランク・ポポリーノ博士



✎ パネルディスカッション

「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの有用性」をテーマにパネルディスカッションが行われ、タイ、フィリピン、日本、ケニア、カナダ、イギリスの各パネリストによる発表と意見交換が行われました。

各発表によると、フィリピンやタイ、ケニアでは、日本の保護司制度を基に、地域で犯罪者の立ち直りを支えることを基本としつつも、修復的司法の支援業務(フィリピン)や電子監視の補助(タイ)、保護観察官がない地域での代理業務(ケニア)などを保護司が行うなど、独自に発展した制度があるとのことでした。一方、欧米では、性犯罪者の地域社会への復帰を促進するための「支援と責任の輪」(CoSA)や、犯罪者の家族や女性など特定のグループを対象とした地域ボランティア制度があるとのことでした。

また、日本のパネリストである安藤良子保護司から、保護司としての保護観察対象者との関係作りや、犯罪をした人が地域に受け入れられるためには地域の理解や協力が必要不可欠であることなどについて発表がありました。



パネルディスカッションの様子



安藤良子保護司

✎ 京都保護司宣言の採択

今福章二保護局長からの趣旨説明やパネルディスカッションを踏まえ、「京都保護司宣言」が採択されました。同宣言には、保護司などの地域ボランティアの国際的認知を向上することや、保護司制度を世界各国へ普及させること、そして国連の国際デーとしての「世界保護司デー」の創設に取り組んでいくことが盛り込まれています。



京都保護司宣言を掲げるUNODC
ルポー司法課長

閉会

UNODCのヴァレリー・ルボー司法課長から、犯罪者の立ち直りを支援する地域ボランティアのグローバル・ネットワークを構築し、国際協力や相互支援を強化すべきという京都保護司宣言を歓迎するとの閉会挨拶がありました。

今後の取組

罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することで、その立ち直りを支える保護司のアプローチは、SDGsの理念に通じるものであり、安全・安心な社会を作るために重要なものとして、世界に広げていく価値のあるものです。

今後、本会議の成果を再犯防止・更生保護に関する国連のスタンダード作りに活かしていくとともに、日本の保護司を世界共通語の「HOGOSHI」として広く世界に発信していきます。



世界保護司会議の詳細については、以下のQRコードからアクセスしてご覧ください。

世界保護司会議の動画
はこちら



法務省保護局ページ
(更生保護の国際発信)
はこちら



東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する 地域セミナーを初のオンラインで開催！

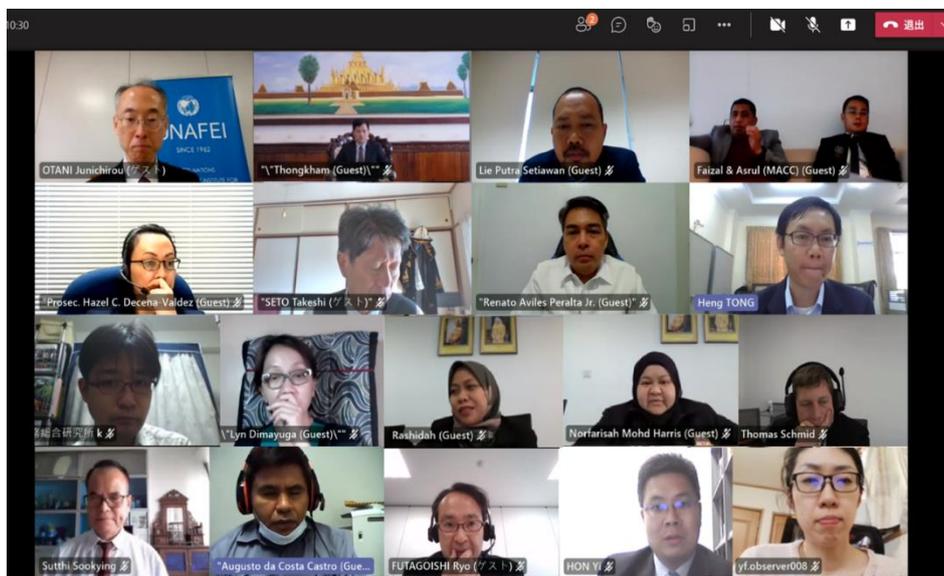
第14回GGセミナーについて

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）は、令和3年3月23日及び24日の2日間にわたり、第14回東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を開催しました。

このGGセミナーは、法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に向けた人材育成、能力強化、経験共有等を目的に、東南アジア諸国を対象とするもので、平成19年に第1回セミナーがタイで開催されたのを皮切りに、フィリピン、日本、マレーシア、インドネシア、ベトナム、再び日本と2年ごとに

開催国を変えながら10年以上にわたって開催されており、我が国と東南アジア諸国の刑事司法機関とのネットワークを構築し、参加国間の国際的な協力体制の基礎を築いてきました。

本年度のGGセミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響等から、初めてオンライン形式で開催され、ASEANの8か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、フィリピン及びタイ）及び東ティモールの合計9か国から、総勢14名の汚職対策関連機関の実務家等が参加しました。



セミナーの風景

セミナーのテーマについて

今年のテーマは、「裁判官、検察官、法執行機関職員の廉潔性と独立性」(“Integrity and Independence of Judges, Prosecutors and Law Enforcement Officials”)でした。

汚職のまん延は、国民に提供される公共サービスのレベルを低下させることはもとより、民主的な政治制度の倫理的な基盤を弱体化させ、国家の持続可能な発展や経済成長を妨げるなど、社会の安定と安全に深刻な脅威をもたらします。

これまでアジ研は、東南アジア諸国の経済的・社会的発展を支えるべく、GGセミナーにおいて、捜査能力の強化、マネーロンダリング対策、国際的な捜査協力、犯罪収益の没収方法、証人の保護など、汚職防止のための様々なテーマを設定しセミナーを行ってきたところ、本年度は、汚職対策の担い

手である刑事司法実務家の地位、資質等に焦点を当てた上記テーマを選定し、各国の汚職対策制度や取組、課題等を共有することとしました。

セミナーの内容について

本年度のセミナーでは、最初に海外客員専門家による講義として、香港独立反汚職委員会主席国際調整研修官を招いて、香港における汚職対策に関する取組をご講義いただきました。その上で、各研修員がそれぞれ、自国の汚職対策機関の構成、法的根拠、役割等の基本情報に加え、汚職対策のベスト・プラクティス、課題等を発表し、途中でアジ研教官による講義も挟みつつ、そこで得られた最先端の取組や知見をもとに討議し、その結果を要約した議長サマリーを作成しました。



ローレンス・チャン氏の講義



セミナー閉会時の様子

おわりに

ヒト・モノ・カネが国境を超えて移動するグローバル社会では、汚職を含めた様々な犯罪も国境を越えて行われるため、汚職撲滅は国家を超えて取り組むべき喫緊の課題の一つとして世界的にも重要視されています。

近時のコロナ禍の影響で、残念ながら対面でのセミナーの実現はかないませんでした

が、オンラインという新しい形につながり合うことができ、各国の近時の汚職対策における知見やベスト・プラクティス等を共有できたことは非常に有意義でした。

今後もアジ研は、セミナーを通じて、経済や社会の発展を阻害する汚職等の犯罪撲滅に取り組むとともに、世界各地をつないで刑事司法関係者のネットワーク構築に尽力します。

2020年4月から民法(債権法)が改正されました！

～最終話～

法務省民事局参事官室では、2020年4月1日に施行された民法(債権法)改正の内容を皆さまにお知らせするため、マンガ「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」を作成しました。

このマンガについては、新聞報道でも取り上げられるなど、大きな反響がありました。

この法務省だより「あかれんが」でも、第68号から第1話の掲載を始め、今回が最終話となりました。最後までお読みいただき、ありがとうございました。

「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」



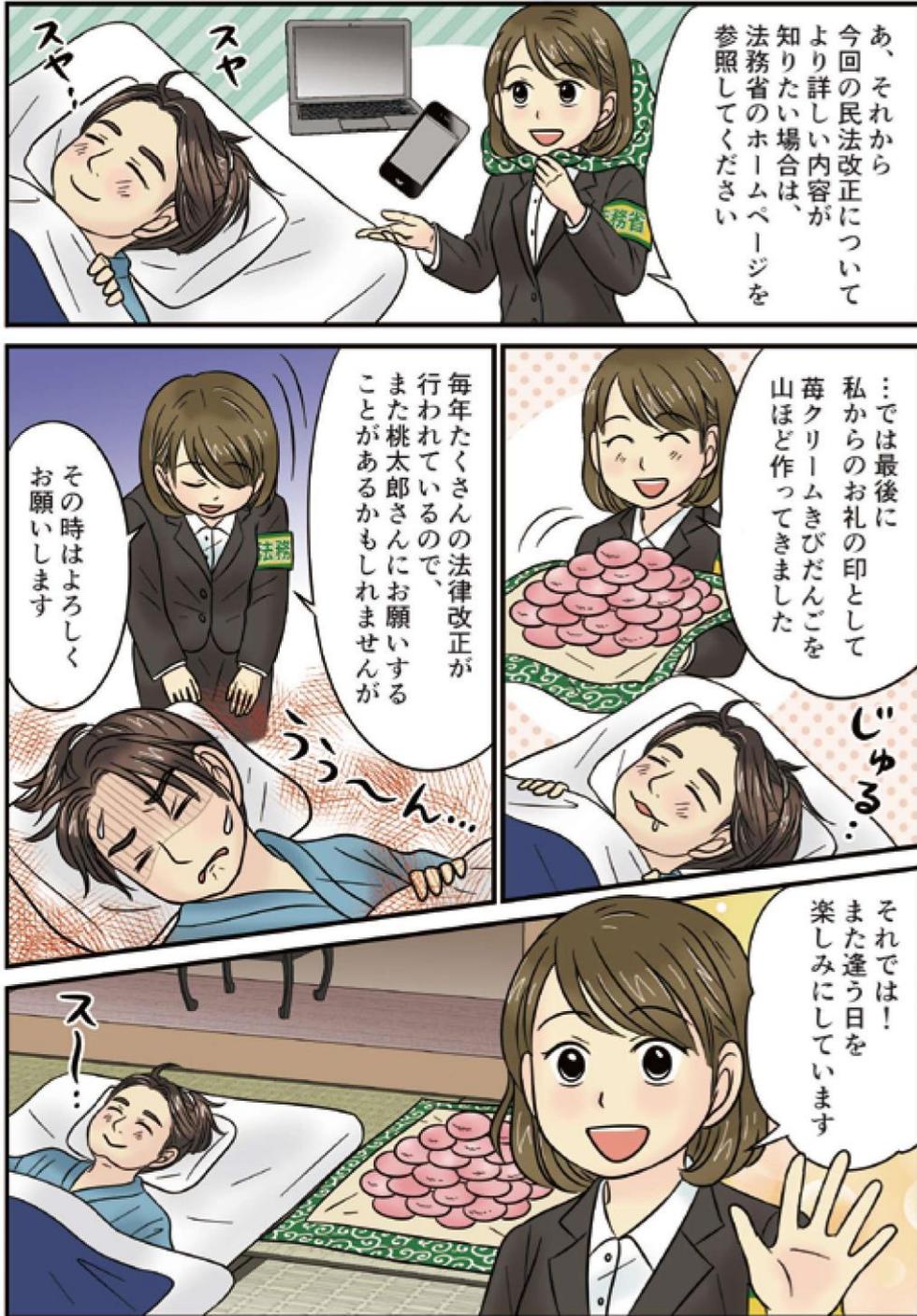
マンガの表紙



マンガの目次

最終話





改正のポイント

民法は、買い物などの契約に関するルールや、事件・事故があった場合の損害賠償ばいしょうに関するルールが定められている、生活の基本となる法律です。

民法は1896年に制定されてから約120年が経ちましたが、その間に時代遅れとなってしまうルールや、重要なルールであるのに法律に書かれていないものがあるといわれてきました。そこで、この民法が大改正され、2020年4月1日からルールが変わることになりました。

このマンガで紹介した改正のポイントは、次のとおりです。

〈定型約款〉

- ◎インターネットで物を買うとき、電車やバスに乗るときなど、利用規約は様々な場面で使われていますが、民法では、これらを定型約款やっかんと呼びます。
- ◎今回の改正では、定型約款に関するルールが新しく設けられ、定型約款の中の条項がどのような場合に契約内容となるのかなどの基本的なルールが定められました。
- ◎利用者の利益を一方的に害するような不当な条項については効力が否定されることを覚えておきましょう。

〈消滅時効〉

- ◎貸していたお金を返してもらう権利など、権利にはそれぞれ消滅時効期間が定められており、一定の期間が過ぎるとそれを行使することができなくなってしまいます。
- ◎改正前は、原則として、権利を行使することができる時から10年で権利が消滅する仕組みとなっていました。改正後は、この原則のほか、権利を行使することができることを権利者が知ってから5年経過したときも、権利が消滅することになりました。
- ◎自分が持っている権利を不用意に放置しないように注意しましょう。

〈保証〉

- ◎ある人がお金を支払わなければいけない場合に、第三者が本人の代わりにお金を支払う約束をすることなどを保証といいます。
- ◎今回の改正では、保証人をより厚く保護するための改正がされ、根保証については極度額きょどがくを定める必要があることとなりました。
- ◎保証人はとても大きな責任を負う場合があることを認識し、保証の内容をしっかりと確認した上で保証をするかを決めるようにしましょう。

※新しい民法は、2020年4月1日以後に締結ていけつされた契約にのみ適用されるなど、その影響がある範囲が法律で決められています。実際にトラブルにあった場合には、民法改正の影響があるかを確認するようにしましょう。

第1話からお読みにになりたい方は、下記QRコードからアクセスしてご覧ください。

法務省ホームページ
マンガ(桃太郎)はこちら



お答えします

～訟務について～

Q1 訟務局は、どのようなことをしているのですか？

国を当事者（原告・被告）とする訴訟について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動（訟務）を行っています。

また、紛争を未然に防ぐための予防司法支援、国益に関わる国際訴訟等への支援を行っています。

Q2 国を当事者とする訴訟には、どのようなものがありますか？

国を当事者とする訴訟には、国に対して損害賠償を求める国家賠償訴訟や、行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

社会的に注目を集めている訴訟としては、諫早湾干拓関係訴訟、原子力発電所の設置（変更）許可処分等の取消しなどを求める訴訟、福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟、アスベスト訴訟、基地関係訴訟などがあります。

Q3 予防司法支援とは、どういうものですか？

訟務局では、政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、法的な助言を行う「予防司法支援制度」を実施しています。

これは、訟務局が、行政機関が行おうとする施策や処分等が適正かどうかを事前に法的観点からチェックすることで、「法律による行政」を実現し、国民の権利・利益の保護に寄与することを目的としています。

記者が行く！

～八街少年院のGMaC（ジーマック）プログラムについて～

【記者】

皆さま、こんにちは！

千葉県にある八街少年院では、非行を反省し、立ち直りに向けて教育を受けている少年たちと、動物愛護センターで保護された犬が、約3か月の訓練をとおして信頼関係を築きながら取り組むユニークなプログラムがあります。GMaC（ジーマック）といいます。

今号はこのプログラムについて、矯正局少年矯正課の担当者にお話を伺ってきました。

Q プログラム名GMaCとは、どのような意味ですか。

このプログラム名は、Give Me a Chance（「チャンスを僕に！」）という言葉の頭文字からとっています。

Q このプログラムの目的や具体的な内容について教えてください。

GMaCは、八街少年院が、ヒューマン財団という犬の保護に関わる財団と連携して実施しているプログラムです。具体的には、動物愛護センターに保護されている犬を、ヒューマン財団が引き取り、約3か月にわたり、週4回、少年院に財団の方と犬が来てくれます。少年1人と犬1匹がペアになり、その犬が家庭犬となるのに必要なしつけや社会科訓練を行います。

このプログラムは、在院者が、①犬の変化をとおして、自分自身の価値を再発見すること、②他人を思いやる心を育みつつ、忍耐力・責任感・コミュニケーション能力を身に付けること、③訓練をとおして、保護犬の社

会化に繋げられる社会貢献活動への参加を自覚できることなどを目指すものです。

このプログラムがユニークなところは、犬の訓練に、八街少年院の少年と、ヒューマン財団に加えて、サポートファミリーという一般の家庭も関与しているところです。週末は、それぞれの犬をサポートファミリーの家に預け、面倒を見てもらいます。少年はサポートファミリーと「引継書」を通して犬の情報を共有します。まるで交換日記のようなもので、犬を真ん中にして、少年とサポートファミリーとの間の交流が図られます。

プログラム終了後は、犬を引き取った新しい家族から少年宛に、お手紙をいただくこともあります。

Q このプログラムを始めるようになったきっかけは何ですか。

平成25年5月、大塚敦子氏（少年院における動物（犬）介在活動等検討会の外部アドバイザー）が、知人の鋒山佐恵氏（アメリカにて補助犬訓練士の専門的知識を学

び、アメリカの女子少年院でインストラクターを経験)考案の本プログラムについて、少年院で実施できないかと提案したのがきっかけです。

八街少年院には、鋒山さん他、ヒューマン財団から2名の方がインストラクターとして来てくれています。

Q このプログラムは全国の少年院で行われているのですか。

少年院で犬を介在させた教育活動を実施しているのは、八街少年院を含め、全国で8つあります。プログラムの内容はそれぞれの少年院により異なります。

Q プログラムに参加している犬たちは、何か特別な訓練を受けているのですか。

プログラムに参加する犬たちは、特別な訓練を受けていません。いずれの犬たちも、動物愛護センターなどからやってきています。

Q プログラムを受けた少年たちは、どのように変化しましたか。

少年と犬はペアで、ヒューマン財団のインストラクターの指導を受けながらずっと一緒に訓練を続けます。そうした中で見られる変化はいくつかあります。

まず、少年たちには責任感が生まれます。犬の訓練はスムーズに進むものではなく、初めから課題が出てくるときもあれば、途中で急に壁に当たることもあります。そのような

とき、少年たちは、自分の担当する犬がここで終わってしまうのか、もしくはもっと先に行けるのか、それは自分自身にかかっていることを自覚するようになります。

また、少年たちには問題解決能力が養われるように見えます。今まで、困ったことがあっても、逃げたり、ごまかしたりしてきた少年も、犬の為ならとその先に進むことを諦めません。そして、何が問題であり、それを解決するには何が必要なのかを自ら考えるようになります。

ときには他の参加者たちと一緒に考え、他人に頼ってもいいことも学びます。

こうして、犬が課題や壁を乗り越え先に進むことができたとき、少年たちの中には、達成感と、自分でもやればできるのだという自己肯定感が生まれます。

少年たちは、自分が担当する犬に対し、ヒューマン財団やサポートファミリーなど、様々な人が関わっていることにも気づきます。そして、自分の行動が社会に役立っているとの実感を得たように見えます。



少年と犬との訓練の様子①



少年と犬との訓練の様子②



少年と犬との訓練の様子③

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.53

～法テラスでは、DV，ストーカー，児童虐待の被害にあわれている方に、法律相談を行っています！～

DV，ストーカー，児童虐待を受けている方のための法律相談（DV等被害者法律相談援助）

●誰が利用できるの？

DV，ストーカー，児童虐待の被害を受けている方や，被害を受けるおそれのある方が対象です。

●誰にどんな相談ができるの？

弁護士と面談などで相談することができます。

被害の防止のために必要な相談であれば，幅広く相談できます。

●費用はかかるの？

自由に処分できる現金・預貯金の合計額が300万円以下（※）の方は，**無料**です。

これを超える場合は，相談料（5,500円）をご負担いただきます。※ 治療費など一定の費用は，現金・預貯金の合計額から差し引くことができます。

●利用したい，もっと詳しく知りたい場合はどうしたらいいの？

まずは，**お電話ください。**☎ [連絡先はこちら](#)☎

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル 相談窓口やご利用いただける制度についてもご案内しています。



なくことないよ
0570-079714

受付日時：平日 9:00～21:00
土曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

※IP電話からは 03-6745-5601 ※利用は無料ですが，別途通話料がかかります。

■法テラスについて知りたい

●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは，制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロワー随時募集中♪
[「法テラス公式Twitter」](#)

●広報誌「ほうてらす」



【第51号】
特集：「外国人と法律」
表紙・インタビュー
：LiLiCoさん

広報誌には，法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

●メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページからご登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」](#)



■法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は，国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは，法的トラブルを抱えた方に，解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や，経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

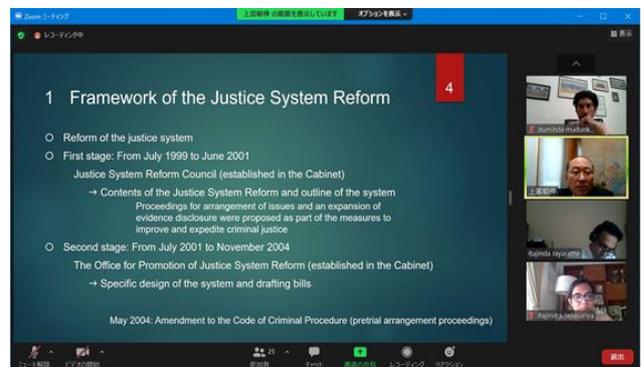
法務総合研究所国際協力部教官
河野 龍三

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」といいます。）は、インドの南東に浮かぶ島国であり、26年間続いた内戦が2009年に終結し、平和構築と社会再建に取り組んでいます。スリランカでは、現在、刑事訴訟手続に深刻な遅延が生じているという問題も抱えており、国際協力機構（JICA）が刑事司法実務の改善を目的に2019年度から支援を開始し、法務総合研究所国際協力部（ICD）も研修等に協力しています。

このような協力の一環として、第2回本邦研修（以下「本研修」といいます。）が、本年3月及び4月に合計4日間、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインで実施され、約21名が参加しました。本研修では、法務総合研究所所長による講義をはじめ、日本の公判前整理手続の制度や刑事司法の実務を紹介したほか、刑事弁護の経験の豊富な弁護士とICDの教官が参加するパネル・ディスカッションを行い、スリランカの研修参加者からもプレゼンテーションが行われました。

特に印象深かったのは、短期間、しかも非対面という制約の下でしたが、スリランカの裁判官、検事、弁護士が同じテーブルについて熱心に議論をしていた姿です。スリランカの実務では検事と弁護士が話し合う機会は必ずしも多くないと聞いています。実際、3月の研修には、検事と裁判官、司法省の職員は参加しましたが、当初予定され

ていた弁護士の参加は得られませんでした。しかし、3月の研修に参加した検事たちから、弁護士の参加を望む声上がり、JICAの現地事務所の働きかけもあって、4月の研修にはスリランカの法曹三者（裁判官、検事、弁護士）がそろい、訴訟遅延の解消という共通の課題について率直に意見を述べ合うことができました。



本研修の様子①



本研修の様子②

本研修最後の振り返りの機会において、スリランカの研修参加者の1人は、「参加する前はオンライン研修の効果に懐疑的だったが、今は参加できたことを感謝している。」と発言しており、研修に参加した成果を感じてもらうことができました。

JICAによる支援は2021年度以降も継続することが決まっていますので、今後も、本研修の参加者たちを含め、スリランカの法曹関係者が共通の課題について議論を続けていけるよう、ICDも引き続き協力をしてまいります。

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.9

～再犯防止推進第二係～

係 名：再犯防止推進第二係

所 属：大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

Q1 再犯防止推進第二係って どんな仕事？

平成28年の再犯防止推進法の制定、平成29年の再犯防止推進計画の策定を受け、再犯防止施策を法務省の看板施策の一つとして掲げるに当たって、平成30年度、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室が設置されました。

企画再犯防止推進室では、これまで、刑事局、矯正局及び保護局を中心とした省内各部局がそれぞれ取り組んでいた再犯防止施策の総合調整を担っており、その中でも再犯防止推進第二係は、再犯防止推進白書の作成、再犯防止啓発月間における事業の実施やその他再犯防止に関する広報・啓発を担当しています。

Q2 最近のトピックスは？

本年度、「再犯防止啓発ポスター」のデザインを一新しました。「刑務所のその後を知っていますか。」をキャッチコピーとして、ポスターをご覧になった方に、孤独・孤立の中で生きていく刑務所出所者等について、ご関心を持っていただけるようなデザインとし

ています。

新しいポスターの完成に至るまでの間には、若手の意見や前例のないアイデアが活発に飛び交いました。例えば、「立ち直りのシンボルとなり得る、有名な元スポーツ選手に出演してもらうのはどうか？」といったアイデアも出されるなど、デザインの確定までには紆余曲折もありましたが、無事に完成しました。本年7月以降、様々な場所に新しいポスターを掲示しますので、皆さまからの反響を楽しみにしております。



新しいポスターが掲示された執務室

Q3 再犯防止推進第二係の やりがいて何？

当係の業務は、再犯防止推進白書の作成といった閣議決定を要する政府全体に関わる業務など、省内各部署や他省庁と折衝を行う業務が多く、スケールの大きな仕事をすることができます。

また、広報・啓発企画の実施など、ゼロから何かを生み出す業務が多いのも特徴です。内容の企画から完成に至るまでの段取りを考えるのは大変ですが、成果物が形になったときには、大きな達成感を感じます。特に、対外的なアピールを担う広報・啓発企画においては、自由な発想で時流に合った企画を考えることができ、クリエイティブな仕事ができる職場でもあります。

Q4 心に残っているエピソード があれば教えてください

オンライン広報イベント「再犯防止ってなに？～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～」をYouTube法務省チャンネルで生配信したことです。YouTube上での生配信イベントの開催は、当係としては初めての試みであり、内容の企画から撮影の段取りまでゼロから考える必要がありました。このほか、地方の取組を紹介するための現地ロケや、生配信当日の緊張感など、撮影終了までは非常に大変な道のりでしたが、多くの皆さまに視聴いただき、大きな達成感ややりがいを感じました。

本年度においても、YouTube法務省チャンネルを活用した広報・啓発イベントを実施することを予定しておりますので、楽しみに！

YouTube ライブ **再犯防止ってなに？**
～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～

生配信中にスタジオに質問しよう！

トラウデン直美と知る「立ち直りの最前線」

2021.1.23(土) 昼2時配信開始!

みなの中には、「再犯者」という言葉を初めて聞く人も、かもしない。犯罪のない、正念で安心して暮らせる街づくりのためには、犯罪をした人を取り戻すことが必要です。そのためには、再犯防止の取り組みが重要です。みなさんの街を再犯防止の力で、再犯防止の取り組みがどうやって進められているのか、それによって犯罪をした人がどうやって「立ち直り」に向かって進んでいるのか、トラウデン直美さんと一緒に学びましょう！

生配信開始、アンケートに回答した方に抽選で1名、3,000円のAmazonギフト券をプレゼント！抽選で20名選出

応募に必要なキーワードは、生配信中に発表

まずはYouTube法務省チャンネルに登録！
YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>

法務省
MINISTRY OF JUSTICE
法務省チャンネル

オンライン広報イベントのチラシ

「第1回法遵守の文化のための グローバルユースフォーラム」を開催します！

「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(英語名:The 1st Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness)は、「法遵守の文化」(※)の醸成に向けて、多様な価値観やバックグラウンドを持つ世界各国の若者が、社会における様々な問題について真摯に議論し、将来につながるネットワークを築く場です。国際感覚を有する人材を育成するとともに、若い世代に、主に犯罪防止・刑事司法分野に関する理解を深めてもらうことを通じて、司法分野における国際業務に対して若者に関心を持ってもらう重要かつ貴重な機会となります。

詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

【日時】令和3年10月9日(土)、10日(日)

【場所】東京都内

【全体テーマ】多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割

【個別テーマ】①成年年齢に達することと社会への参画

②コロナ後の犯罪防止・刑事司法(包摂的社会の実現に向けた若者の役割)

(※)「法遵守の文化」(英語名:a Culture of Lawfulness)とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化のことを指します。

京都コンgress・ユースフォーラム(令和3年2月27日～28日開催)



開会式の様子



分科会の様子